

令和5年 中間市農業委員会総会（8月）議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（木）9時00分開会～9時48分閉会
2. 開催場所 中間・遠賀リサイクルプラザ
3. 出席委員 5名
会長 柴田 功 1番 貞末 照 3番 貞末重雄
4番 日高 靖 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 事務局 5名 宮崎事務局長 深川補佐 山本係長 坂本 熊井
6. 議事日程について
議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権設定)
議案第21号 農用地利用配分計画案に関する意見について (利用権設定)
議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)
議案第23号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について

【議事内容】

柴田議長：皆さんおはようございます。定刻前ですが、お揃いのようなので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は5名で委員定数の過半数が出席しております。よって、令和5年8月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いたします。今回は報告事項についての議題がございませんので、議案事項について議題とします。議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：資料1ページをお開きください。議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」です。所有者が農地中間管

理機構に貸し付けして、次の議案で農地中間管理機構から担い手に貸し出すこととなります。

1 件目、農地の所在地中間市大字垣生字仁八田外 1 筆。合計面積 3,316 m²。利用権を設定する者。中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。

2 件目、農地の所在地中間市大字垣生番城田外 1 筆。合計面積 515 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。

3 件目、農地の所在地中間市大字垣生字仁八田外 13 筆。合計面積 18,511 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。

資料 3 ページをお開きください。

4 件目、農地の所在地中間市大字垣生字榎町外 3 筆。合計面積 1,685 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。

5 件目、農地の所在地中間市大字垣生字割更。面積 1,935 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,300 円。

資料 4 ページをお開きください。

6 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下外 4 筆。合計面積 5,257 m²。利用権を設定する者、住所中間市上底井野。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。

7 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字流レ外 4 筆。合計面積 4,582 m²。利用権を設定する者、住所千葉県成田市。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

資料 5 ページをお開きください。

8 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王外 2 筆。合計面積 3,860 m²。利用権を設定する者、住所福岡市南区長住。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10

a 当たり賃借料 10,000 円。

9 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字小屋根外 2 筆。合計面積 3,732 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

こちらの農地は共有名義のうち、1 名を代表者として申請しております。

資料 6 ページをお開きください。

10 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下。面積 813 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 5 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

こちらの農地も先ほどと同様に共有名義のうち、1 名を代表者として申請しております。

11 件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下。面積 717 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

12 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字小屋根外 3 筆。合計面積 4,029 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

資料 7 ページをお開きください。

13 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字小屋根外 8 筆。合計面積 5,940 m²。利用権を設定する者、住所中間市大字上底井野。利用権の設定を受ける者、農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神 4 丁目。利用目的田。利用期間 10 年 2 ヶ月。10 a 当たり賃借料 10,000 円。

説明いたしました 1 件目から 13 件目までの農地の位置図につきましては、8 ページから 18 ページに載せておりますのでご確認ください。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

はい。貞末重雄委員。

貞末(重)委員：10 a あたりの賃借料が 10,300 円の人もいれば 10,000 円の人もいる状況になっていますが、中間市の賃借料の平均は近隣市町村と比べてどういう状況ですか。

事務局：近隣と比べ若干高い状況になっております。

貞末(重)委員：下げる方向にはならないのですか。

事務局：平均賃借料は所有者と担い手で金額について賃借料を決める際の目安としております。また、全体の賃借料が下がらないと平均賃借料は下がりません。

柴田議長：遠賀町とかは平均賃借料とは別に農業委員会で決めた参考賃料を作っている。

ただ、それに準ずるかは別ですが。

中間市も前は小作料協議会というものがあって、貸し手と借り手の双方で話し合いをして賃貸借の金額を決めていたけれど、今はもうその協議会が無くなっているんで、平均賃借料を基に決めているんですよ。

中間市も前に比べたらずいぶん平均賃借料は下がっているんですけどね。

もし、皆さんの方から提案があって平均賃借料とは別に基準とする賃借料を決めるのであれば、皆さんで協議したいと思います。

貞末(重)委員：農業委員会が主体で近隣市町村と比較して賃借料を下げた額等を中間市の賃借料と決めた方が所有者との話し合いで賃借料を下げる時に説明しやすいんですよ。

柴田議長：借りる方はそれでいいと思うんですけど、貸す方はなるべく高く貸したいとなりますからね。所有者がそれで納得するかですよ。

この件については、近隣市町村の賃借料を調べたうえで、来月にでもまた、話をしましょう。

柴田議長：他に意見等はありませんか。無いようでしたら採決に入ります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数のため、原案どおり承認されました。

これで議案第20号を終わります。

続きまして、議案第21号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。

議案第21号は貞末重雄委員の案件が含まれておりますので一時退室をお願いいたします。

それでは提案理由のご説明を求めます。

事務局：資料19ページをお開きください。

議案第21号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」の説明をいたします。議案第20号で承認された農地利用集積計画を中間管理機構から担い手さんに配分する議案となります。それでは説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字垣生字仁八田外21筆。合計面積24,027㎡。権利の設定を受ける者。中間市大字垣生。利用目的田。存続期間令和5年9月1日から令和15年10月31日、10年2ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

21ページをお開きください。

2件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城割更。面積1,935㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字垣生。利用目的田。存続期間令和5年9月1日から令和15年10月31日、10年2ヶ月。10a当たり賃借料10,300円。

3件目、農地の所在地中間市大字上底井野字京道外2筆。合計面積3,462㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。存続期間令和5年9月1日から令和15年10月31日、10年2ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

4件目、農地の所在地中間市大字上底井野字義王外10筆。合計面積12,174㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。存続期間令和5年9月1日から令和15年10月31日、10年2ヶ月、10a当たり賃借料10,000円。

23ページをお開きください。

5件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下外1筆。合計面積1,795㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。存続期間令和5年9月1日から令和15年10月31日、10年2ヶ月。使用貸借のため賃借料は発生しません。

6件目、農地の所在地中間市大字上底井野字城ノ下。面積813㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。存続期間令和5年9月1日から令和10年10月31日、利用期間5年2ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。

資料24ページをお開きください。

7件目、農地の所在地中間市大字上底井野字小屋根外14筆。合計面積11,528㎡。権利の設定を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的田。存続期間令和5年9月1日から令和15年10月31日、10年2ヶ月。10a当たり賃借料10,000円。

説明しました1件目から7件目までの農地の位置図につきましては、農地利用集積と同様であるため省略しております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決をとります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数のため、原案とおりに承認されました。

これで議案第21号を終わります。

貞末重雄委員の入室をお願いします。

続きまして、議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」議題といたします。それでは説明をお願いいたします。

事務局：資料29ページをお開きください。

議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」説明をいたします。現在の所有権を持たれている農地の所有者さんが農地中間管理機構に売買をして、農地中間管理機構が担い手さんに売買をするようになっていきます。農地中間管理機構を通すことにより、受けられる控除と土地の登記業務を代わりに行ってくれます。認定農業者さんで農業の経営面積の1.6ha以上の方が農地中間管理機構を通しての売買をされる方が多くなっております。

それでは説明いたします。

農地の所在地中間市大字上底井野字西口。面積899㎡。所有権を移転する者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。所有権の移転を受ける者、住所中間市大字中底井野。利用目的田。売買価格469,500円。移転時期令和5年8月25日。支払方法口座振替。支払期間令和5年8月25日。こちらの位置図につきましては、30ページに載せておりますのでご確認ください。

柴田会長：本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決をとります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数のため、原案とおりに承認されました。

はい、ありがとうございます。

これで議案第22号を終わります。

続きまして、議案第23号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について」議題といたします。それでは説明をお願いいたします。

事務局：資料 3 3 ページをお開きください。

議案第 2 3 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について」です。

こちらは別にお配りしている資料を基に説明いたします。

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法第 6 条に基づき、福岡県農業経営基盤強化促進基本方針に即したうえで、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や農用地の利用集積の目標並びに経営改善を図ろうとする農業者への支援措置のあり方について定めたものです。

令和 5 年 4 月に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、福岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が令和 5 年 6 月 2 9 日付けで変更されたため、本市の基本構想においても、県の基本方針と同様の変更が必要となっております。

変更点は、地域計画の策定、農地の集約化等、人の確保・育成のための体制整備に関するものであり朱書きで追加等を行っております。変更箇所としましては 8 ページの第 4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加、11 ページの 1 地域計画推進事業の追加となっております。なお、21 ページの 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項を削除しておりますが、実際は 8 ページの第 4 に盛り込んでおります。

今回の基本構想の変更について、法第 6 条第 4 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。説明は以上です。

柴田会長：本件についてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

採決をとります。

本件について賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数のため、原案とおりの承認されました。

はい、ありがとうございます。

これで議案第 2 3 号を終わります。

続きまして「その他について」を議題といたします。

事務局ありませんか。

事務局：その他について

①農地パトロールについて

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、貞末重雄委員、日高委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議事録署名委員

奥末重雄

岡高靖